

新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金」

新型コロナウイルス感染症による厚生労働省の助成金「小学校等休業等対応助成金」の申請受付が始まりました。厚生労働省は3月18日、「学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター」を設置し、申請受付を開始しています。

また、厚生労働省のホームページでは、リーフレット・申請様式・支給要領・Q&A等が掲載されていますのでご参照ください。

☞ 厚生労働省「**小学校休業等対応助成金**」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

この助成金に関するQ&Aから、いくつか抜粋してご紹介いたします。

< 基本事項 >

Q 助成金の概要を教えてください。

A 2月27日から3月31までの間に、

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや
- ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に対する助成金を創設しました。（略）

また、本助成金の内容や申請手続等に関するお問い合わせは、以下のコールセンターに御連絡ください。

< 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター >

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

< 対象となる小学校等 >

Q 対象となる「小学校等」には何が含まれますか。

A ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、各種学校（高校までの課程に類する課程）等も含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等が対象となります。

< 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども >

Q 「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども」とはどのような者が該当しますか。

- A ・発熱等の風邪症状が見られる子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子どもをいいます。

< 対象となる有給の休暇 >

Q 労働基準法上の年次有給休暇を取得させた場合は対象になりませんか。

A 対象になりません。労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させることが必要です。

Q 年次有給休暇や欠勤を、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になりますか。

A 本助成金においては対象になります。なお、年次有給休暇を事後的に特別休暇に振り替える場合には、労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

< 対象となる有給の休暇 >

Q 春休み、土日・祝日に取得した休暇は対象になりますか。

A (臨時休業等をした小学校等に通う子どもに係る休暇の場合)
・学校：学校の元々の休日以外の日が対象(春休みや日曜日など元々休みの日は対象外)
・その他(放課後児童クラブ等)：本来施設が利用可能な日が対象
(新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子どもに係る休暇の場合)
・春休みなどにかかわらず、2月27日から3月31日までの間は対象

Q 半日単位や時間単位の休暇は対象になりますか。

A 対象になります。

Q 看護休暇(対象年齢・日数は法定相当)を有給で取得させた場合は対象になりますか。

A 対象になります。

Q 既存の特別休暇制度の対象とすることで、有給の休暇を付与した場合、対象になりますか。

A 対象になります。

< 事業主が支払う賃金の額 >

Q 有給の休暇とありますが、休暇中の賃金を全額支給する必要がありますか。

A 全額支給する必要があります。(労働者に支払う賃金は、年次有給休暇を取得する際に支払われる賃金と同等である必要があります。)

< 対象となる労働者 >

Q 非正規雇用(派遣・有期・パート)の労働者でも対象になりますか。

A 対象になります。

Q 会社の役員は対象になりますか。

A 対象になりません。ただし、役職名ではなく、実態として、労働基準法上の労働者に当たらない者かどうかで判断します。

< 申請手続等 >

Q 申請期間はいつからいつまでですか。

A 3月18日から6月30日までの間です。
法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

Q 小学校等の臨時休業等が行われた旨の確認書類としてはどのようなものが求められますか。

A 原則として、小学校等からの臨時休業等に係るお知らせをご提出ください。
(メールなどの写しでも差し支えありません)。
当該書類がない場合は小学校等の休業期間を記載し、事業主と対象労働者が署名をした「有給休暇取得確認書」(厚生労働省HPに掲載されている支給要領参照)をご提出いただくことでも差し支えありません。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください!

労働保険事務組合 **東洋労働保険協会**
社会保険労務士事務所 **トヨレイバ - コンサルタント**

TEL : 03-3221-2444
<http://www.toyoweb.com/index.html>